

選挙権年齢の引下げ ～20歳から18歳へ～

平成28年6月19日より、「満20歳以上」から「満18歳以上」へと選挙権年齢が引き下げられました。

選挙権年齢の引下げは、昭和20年(1945年)以来、約70年ぶりの歴史的なできごとです。



なぜ引き下げられることになったのかな？

中学3年生も、あと3年で投票できるようになるんだね！

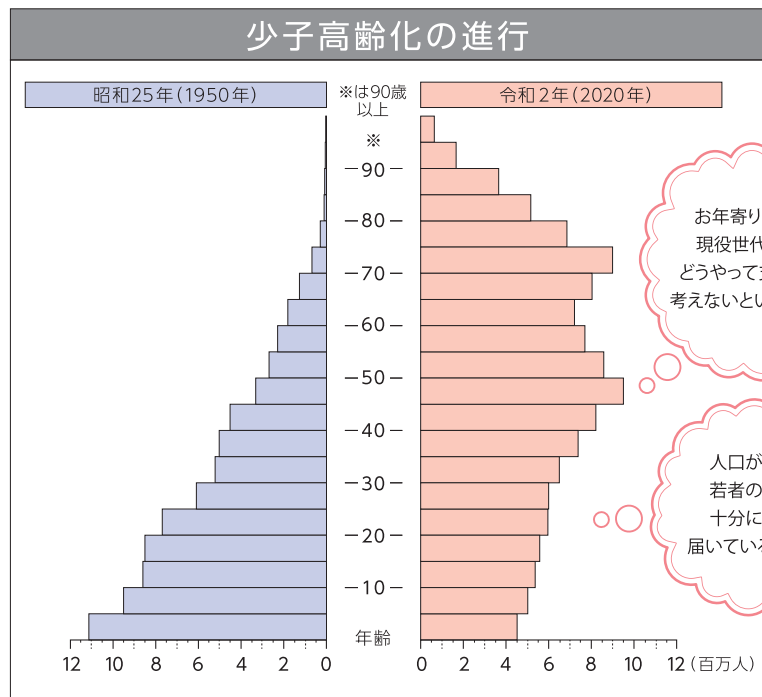


選挙権年齢の引下げは世界の流れに沿ったもの

25歳	アラブ首長国連邦
21歳	オマーン、クウェート、シンガポール、マレーシア など
20歳	カメルーン、(日本) など
19歳	韓国
18歳	↓ 日本 米国、英国、イタリア、オーストラリア、カナダ、ドイツ、フランス、ロシア など
17歳	東ティモール など
16歳	アルゼンチン、オーストラリア、キューバ、ブラジル など

(国立国会図書館2014年調べ)

少子高齢化が進む中、より多くの若者の政治参加が必要



(総務省統計局「国勢調査報告」より)

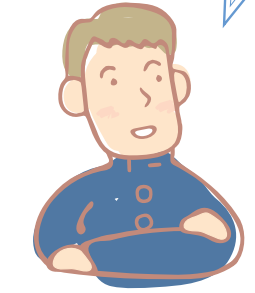
現在、海外では選挙権年齢が18歳以上の国が主流になっています。

選挙権年齢の引下げにより、約200万人余り(静岡県では約7万人)の若者が新たに選挙権を得ることになりました。

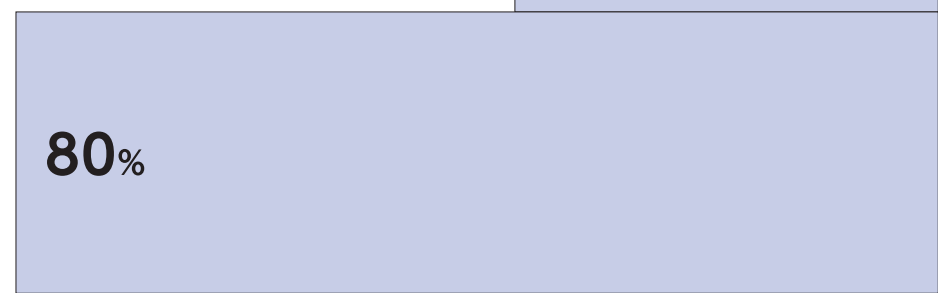
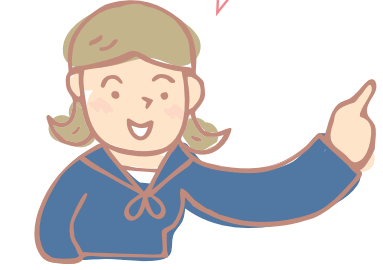
18歳選挙権までの長い道のり

明治23年(1890年)に初めて実施された第1回衆議院議員総選挙のとき、有権者は全人口のわずか1.1%に過ぎませんでした。多くの国民による普通選挙権獲得のための運動や女性参政権獲得のための運動があり、先人の努力によって、長い歴史を経て選挙権が広げられてきたのです。

納めた税金の額にかかわらず、投票できるようになったんだね



女性も投票できるようになったんだね



衆議院議員の選挙権のうつりかわり

人口に占める有権者数の割合

- 明治22年(1889年) 年齢満25歳以上 **男性** (直接国税15円以上の納税者) 1.1%
- 明治33年(1900年) 年齢満25歳以上 **男性** (直接国税10円以上の納税者) 2.2%
- 大正8年(1919年) 年齢満25歳以上 **男性** (直接国税3円以上の納税者) 5.5%
- 大正14年(1925年) 年齢満25歳以上 **男性** (納税要件廃止) 20%
- 昭和20年(1945年) 年齢満20歳以上 **男性・女性** 48%
- 平成27年(2015年)※ 年齢満18歳以上 **男性・女性** 80%

※法改正成立時点